

国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員の給与に関する支給細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員の給与に関する支給細則を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考																					
<p>国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員の給与に関する支給細則</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月28日 17経教細則第7号</p> <p>第1条～第2条 省略 (給与の種類)</p> <p>第3条 専門職員の給与は、<u>勤務1時間当たりの給与</u> (以下「時間給」という。) 及び諸手当とする。 (給与の計算期間及び支給日)</p> <p>第4条 専門職員の給与の計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="91 699 1010 1299"> <thead> <tr> <th>給与の種類</th> <th>給与の計算期間</th> <th>給与支給日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 時間給 (2) 諸手当 通勤手当 <u>超過勤務手当</u></td> <td>一の月の初日から末日まで</td> <td>翌月の17日 (ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日にあたるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)</td> </tr> <tr> <td>期末手当</td> <td></td> <td>6月30日及び12月10日 (ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に規定する手当の支給を開始し、若しくは停止すべき事由が生じたとき又はこれらの額に変更を生じたときは、翌月以降の給与を支給する日においてその差額を追給し又は控除する。</p>	給与の種類	給与の計算期間	給与支給日	(1) 時間給 (2) 諸手当 通勤手当 <u>超過勤務手当</u>	一の月の初日から末日まで	翌月の17日 (ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日にあたるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)	期末手当		6月30日及び12月10日 (ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日)	<p>第1条～第2条 省略 (現行どおり) (給与の種類)</p> <p>第3条 専門職員の給与は、<u>勤務1か月当たりの給与</u> (以下「月給」という。) 又は<u>勤務1時間当たりの給与</u> (以下「時間給」という。) 並びに諸手当とする。 (給与の計算期間及び支給日)</p> <p>第4条 専門職員の給与の計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1039 699 1957 1299"> <thead> <tr> <th>給与の種類</th> <th>給与の計算期間</th> <th>給与支給日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) <u>月給</u> (2) 時間給 (3) 諸手当 <u>住居手当</u> 通勤手当</td> <td>一の月の初日から末日まで</td> <td><u>給与を月給として支給される専門職員にあっては、その月の17日、給与を時間給として支給される専門職員にあっては、翌月の17日</u> (ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日に当たるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)</td> </tr> <tr> <td><u>超過勤務手当</u></td> <td><u>一の月の初日から末日まで</u></td> <td><u>翌月の17日</u> (ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日にあたるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)</td> </tr> <tr> <td>期末手当</td> <td></td> <td>6月30日及び12月10日 (ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>給与を時間給として支給される専門職員で、前項に規定する手当の支給を開始し、若しくは停止すべき事由が生じたとき又はこれらの額に変更を生じたときは、翌月以降の給与を支給する日においてその差額を追給し又は控除する。</u></p>	給与の種類	給与の計算期間	給与支給日	(1) <u>月給</u> (2) 時間給 (3) 諸手当 <u>住居手当</u> 通勤手当	一の月の初日から末日まで	<u>給与を月給として支給される専門職員にあっては、その月の17日、給与を時間給として支給される専門職員にあっては、翌月の17日</u> (ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日に当たるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)	<u>超過勤務手当</u>	<u>一の月の初日から末日まで</u>	<u>翌月の17日</u> (ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日にあたるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)	期末手当		6月30日及び12月10日 (ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日)	
給与の種類	給与の計算期間	給与支給日																					
(1) 時間給 (2) 諸手当 通勤手当 <u>超過勤務手当</u>	一の月の初日から末日まで	翌月の17日 (ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日にあたるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)																					
期末手当		6月30日及び12月10日 (ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日)																					
給与の種類	給与の計算期間	給与支給日																					
(1) <u>月給</u> (2) 時間給 (3) 諸手当 <u>住居手当</u> 通勤手当	一の月の初日から末日まで	<u>給与を月給として支給される専門職員にあっては、その月の17日、給与を時間給として支給される専門職員にあっては、翌月の17日</u> (ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日に当たるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)																					
<u>超過勤務手当</u>	<u>一の月の初日から末日まで</u>	<u>翌月の17日</u> (ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日にあたるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)																					
期末手当		6月30日及び12月10日 (ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日)																					

(給与の決定)

第5条 専門職員の給与は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

2 専門職員の時間給は、別表に定める専門職員俸給表に定める号俸と俸給月額を基礎として、次の算式により算出した額の範囲内の額とする。

$$\text{俸給月額} \times 12 \div (40 \times 52)$$

3 削除

(新設)

第6条～第8条 省略

(新設)

(新設)

(職員給与規程の準用)

第9条 職員給与規程第3条、第5条、第6条及び第9条の規定は、専門職員について準用する。

第10条 省略

附 則 省略

(給与の決定)

第5条 専門職員の給与は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

2 専門職員の月給は、別表に定める専門職員俸給表に定める号俸と俸給月額を基礎として支給する。

3 専門職員の時間給は、別表に定める専門職員俸給表に定める号俸と時間給を基礎として支給する。

(住居手当)

第5条の2 給与を月給として支給される専門職員のうち、雇用予定期間が3箇月以上である専門職員については、国立大学法人東京農工大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第27条に定める常勤職員の例に準じて、住居手当を支給することができる。

第6条～第8条 省略（現行どおり）

(給与の減額)

第8条の2 給与を月給として支給される専門職員が欠勤した場合は、次条に定める勤務1時間当たりの給与額に、その勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第8条の3 前条に定める勤務1時間当たりの給与額は、俸給月額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額とする。

2 前項の勤務1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(職員給与規程の準用)

第9条 職員給与規程第3条、第5条、第6条及び第9条の規定は、専門職員について準用する。

2 職員給与規程第4条の規定は、給与を月給として支給される専門職員について準用する。

第10条 省略（現行どおり）

附 則 省略（現行どおり）

別表

専門職員俸給表

号俸	俸給月額
	円
1	225,400
2	242,700
3	260,000
4	277,400
5	294,700
6	312,000
7	329,400
8	346,700
9	364,000
10	381,400
11	398,700
12	416,000
13	433,400
14	450,700

別表

専門職員俸給表

号俸	俸給月額	時間給
	円	円
1	225,400	<u>1,300</u>
2	242,700	<u>1,400</u>
3	260,000	<u>1,500</u>
4	277,400	<u>1,600</u>
5	294,700	<u>1,700</u>
6	312,000	<u>1,800</u>
7	329,400	<u>1,900</u>
8	346,700	<u>2,000</u>
9	364,000	<u>2,100</u>
10	381,400	<u>2,200</u>
11	398,700	<u>2,300</u>
12	416,000	<u>2,400</u>
13	433,400	<u>2,500</u>
14	450,700	<u>2,600</u>

附 則 (22細則第5号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。